

税務行政の現状と課題

目次

I	税務行政の現状と課題	P 3
II	社会保障・税番号(マイナンバー)制度	P16
III	富裕層への対応	P24
IV	税務行政の国際的課題	P26
V	酒税及び酒類行政	P31
VI	改正消費税法への対応	P38

～国税庁の任務と使命～

国税庁の任務 (財務省設置法第19条)

国税庁は、「**内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現**」、「**酒類業の健全な発達**」及び「**税理士業務の適正な運営の確保**」を図ることを任務とする。



- ・国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ（憲法第30条）。
- ・国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという**申告納税制度**を採用（地方税の多くは賦課課税方式）。

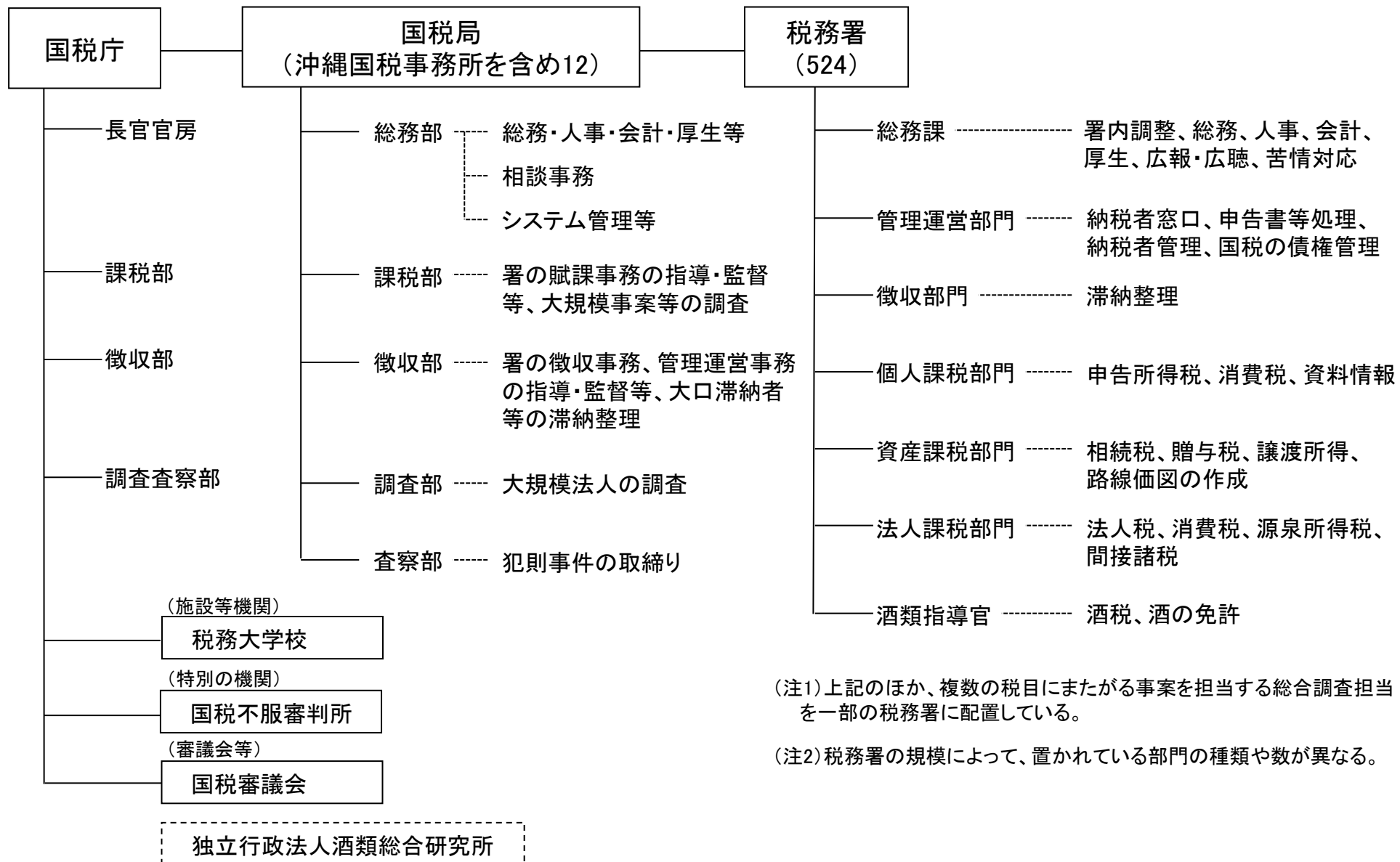
国税庁の使命 (国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令)

「**納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する**」（第3条《事務の実施基準》）

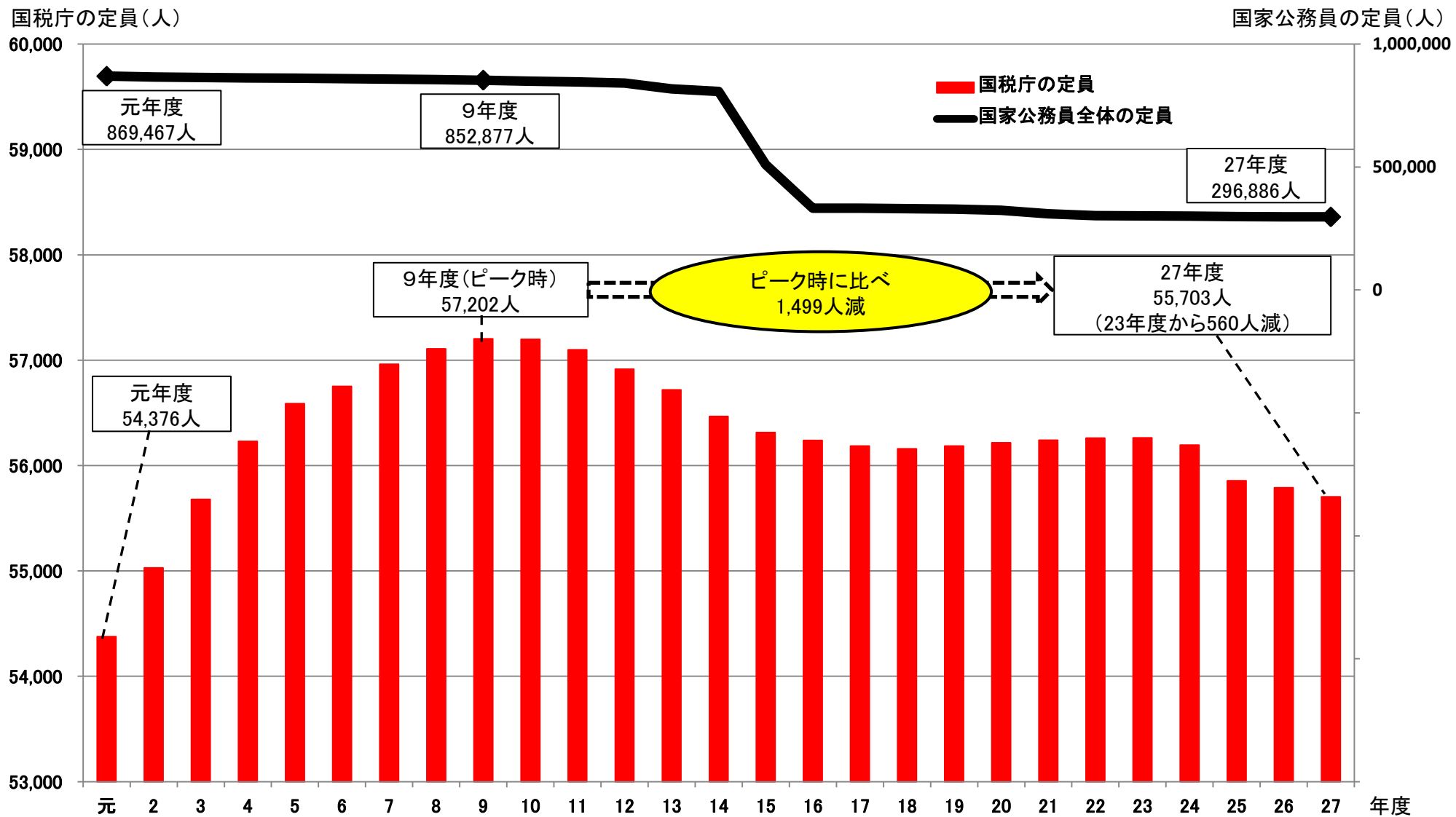
- 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現（第4条《準則》一）
 - (1) 納税環境の整備
 - (2) 適正・公平な税務行政の推進
- 2 酒類業の健全な発達（同条二）
 - (1) 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
 - (2) 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。
- 3 税理士業務の適正な運営の確保（同条三）

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

～国税庁の機構～



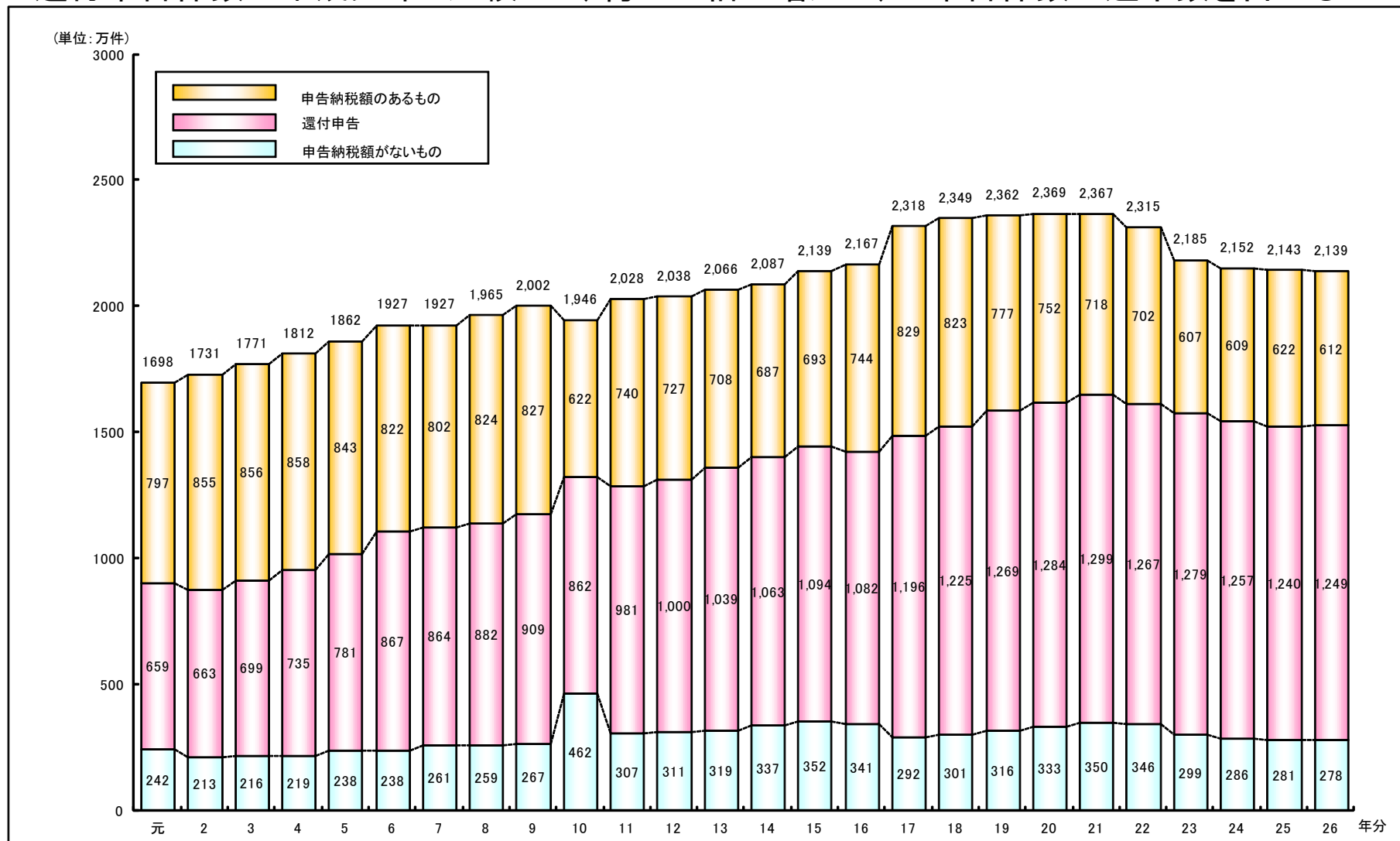
～国税庁の定員の推移～



(注) 国家公務員全体の定員：地方警察官を含み、自衛官を除く。
 主な減少の要因：郵政公社化▲28.6万人(15年度)、国立大法人化▲13.3万人(16年度)

～所得税の申告件数の推移～

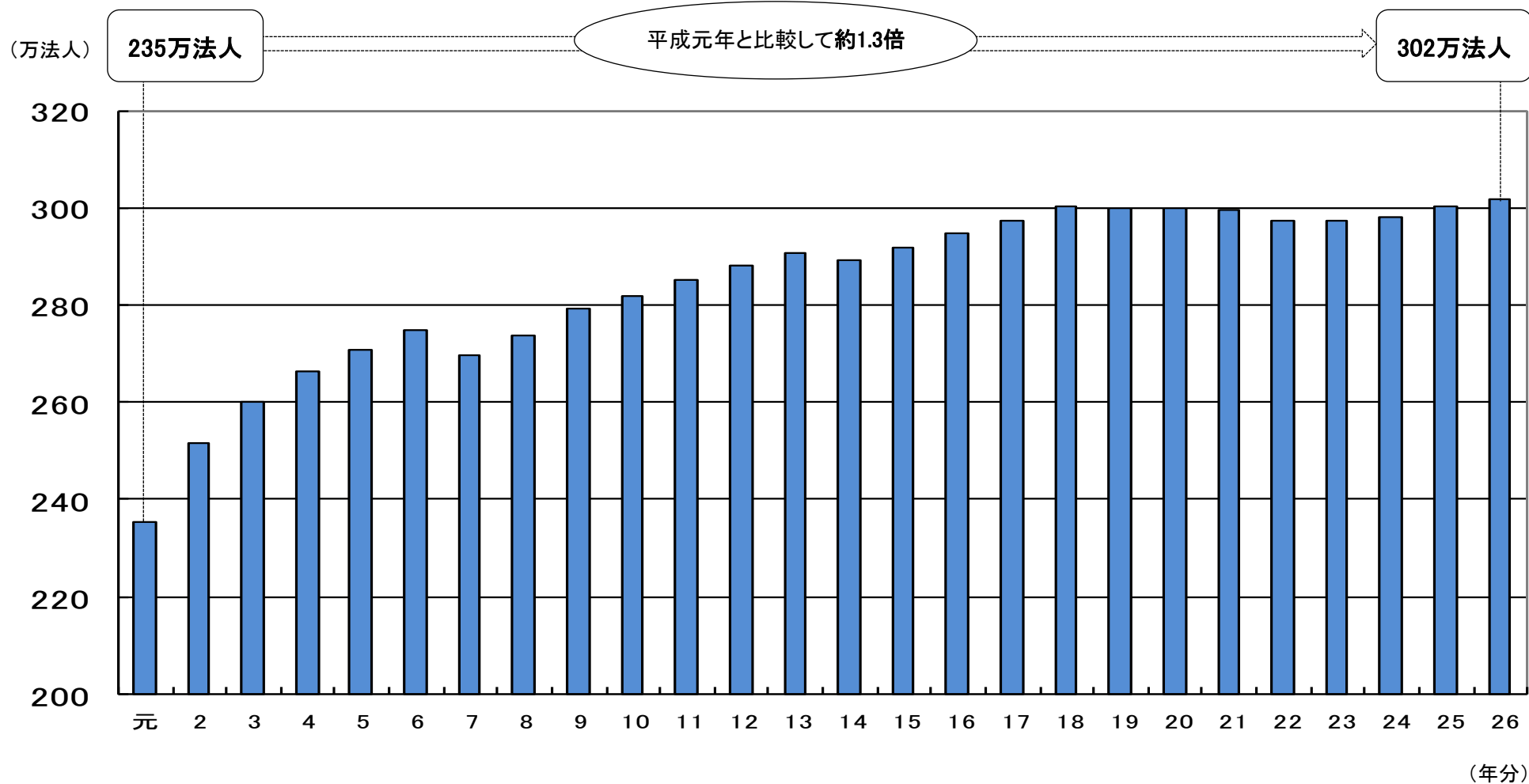
- 所得税の申告件数は平成元年と比較して、約1.3倍に増加
- 還付申告件数は平成元年と比較して、約1.9倍に増加し、全申告件数の過半数を占める



(注) いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

～法人数の増加～

➤ 法人数は平成元年と比較して、約1.3倍に増加

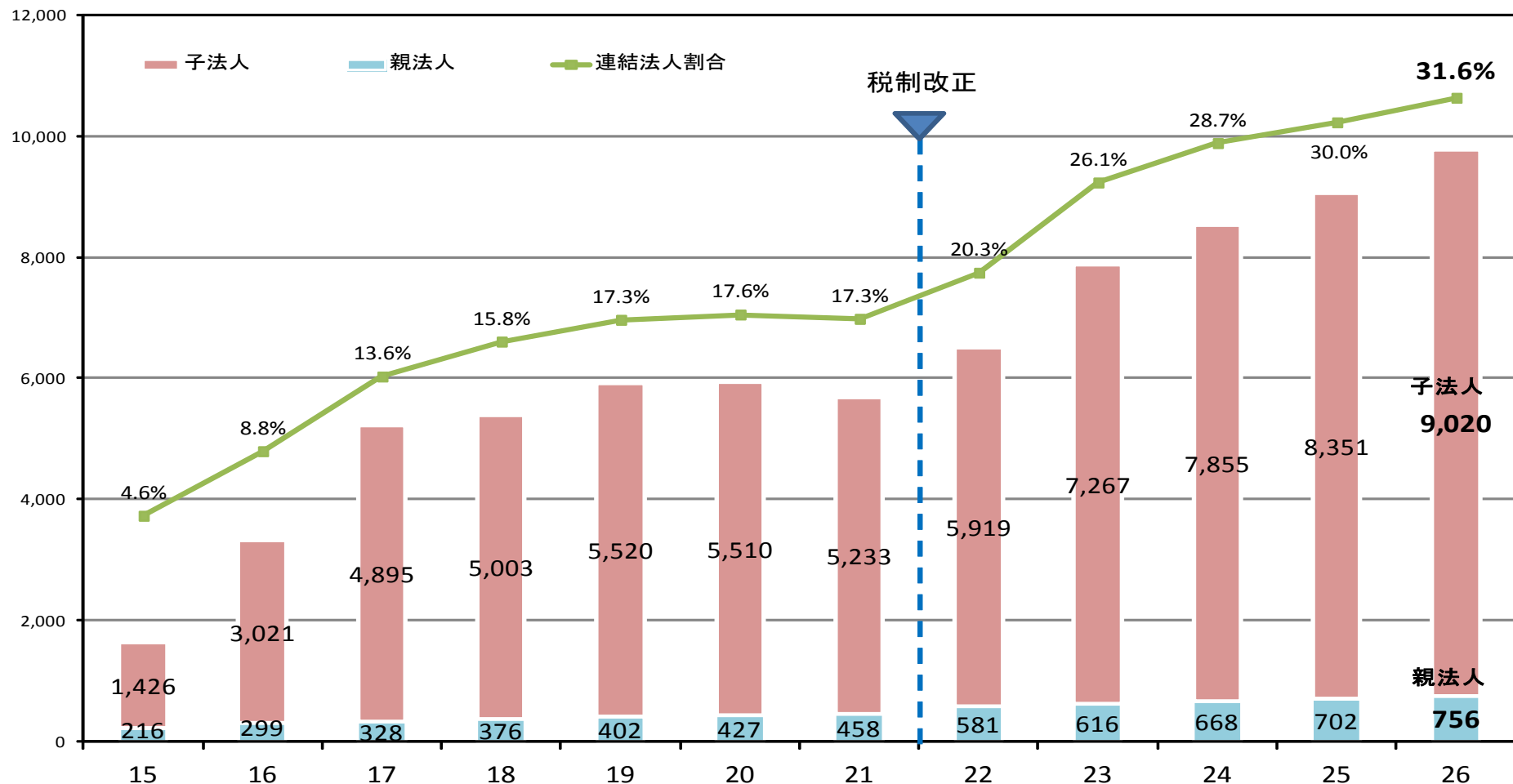


(注) 法人数は清算中法人の数を含まない。

～連結法人数の増加～

➤ 平成22年度税制改正以降、連結法人数が急増

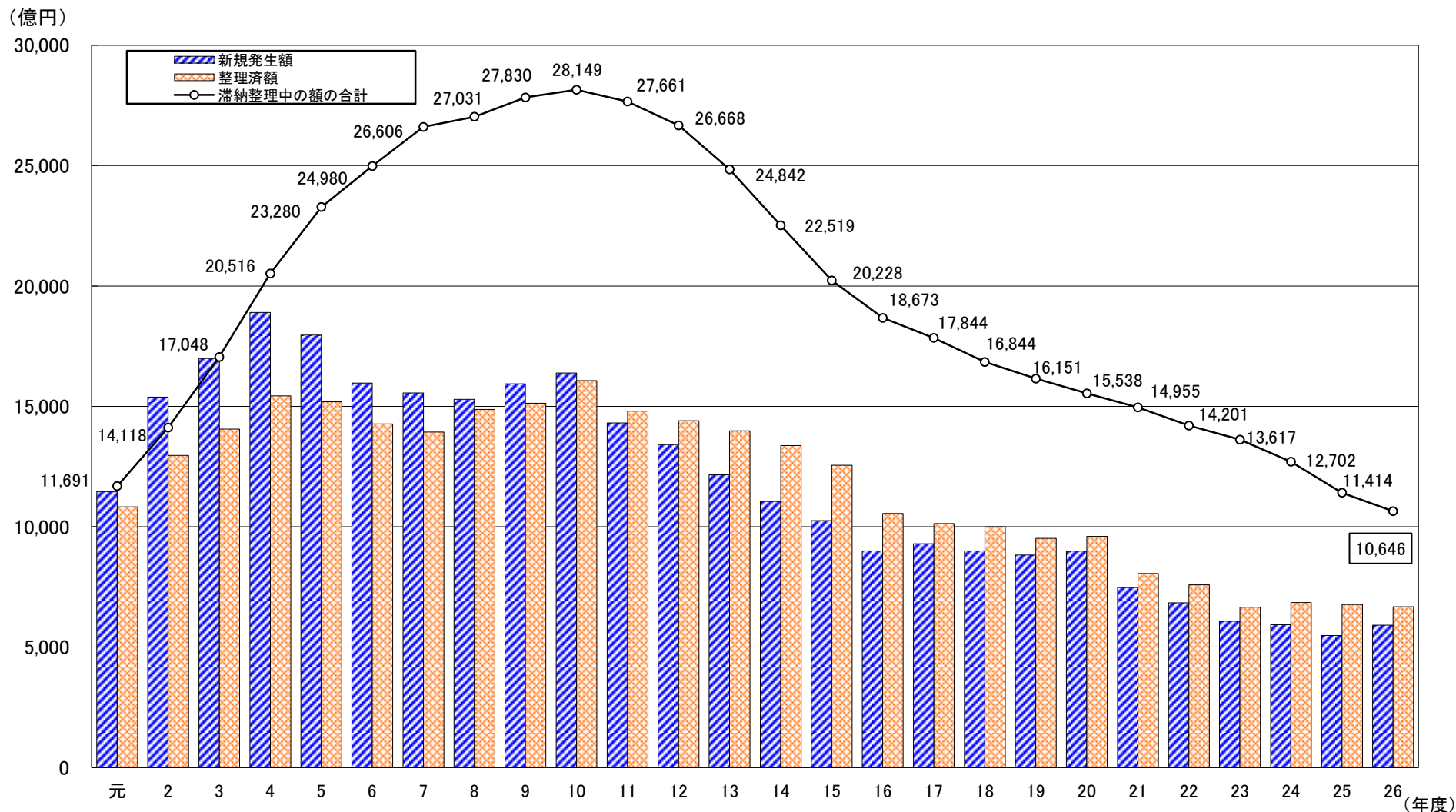
連結法人数の推移(15～26事務年度末)



- (注) 1. 上記計数は、調査課所管法人（原則として資本金額が1億円以上の法人（連結子法人については連結親法人が調査課所管法人である場合の当該連結子法人））のみを対象に集計したものである。
2. 16～17事務年度末の増加は、同一連結グループに係る親法人と子法人の所管について、調査課と税務署のそれぞれで所管していたものを連絡・調整事務の省力化の観点からこれを統一した（親法人が調査課所管であれば子法人は全て調査課所管とする）ことに伴うものである。
3. 連結開始前の欠損金額について、22年度税制改正前は原則として連結親法人の欠損金額のみが連結納税に持ち込めるとされていたものが、改正後は連結納税の開始に伴う時価評価の適用対象外となる連結子法人の欠損金額も持ち込めるよう緩和された。

～租税滞納状況の推移～

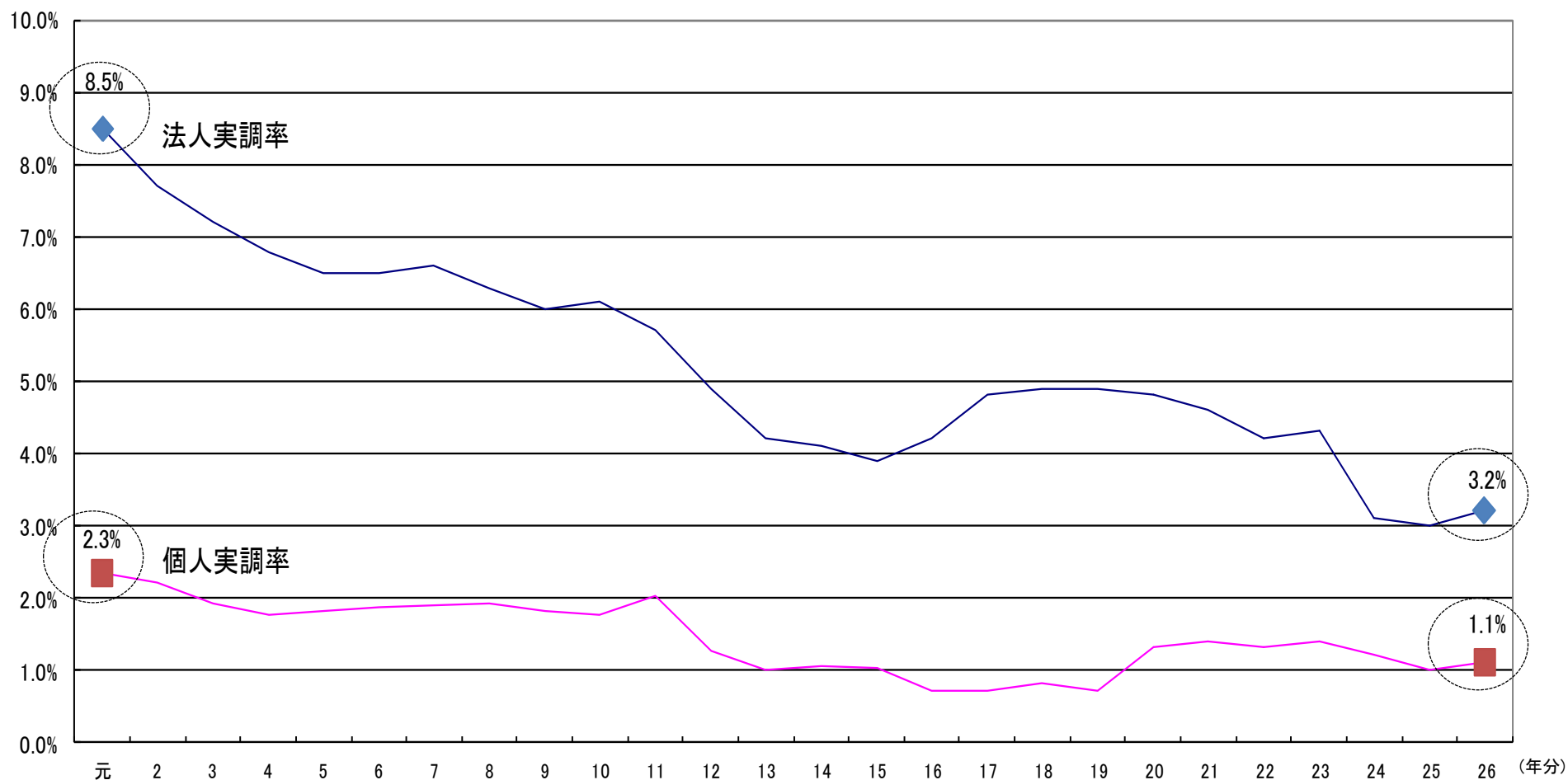
➤ 滞納整理中の額の合計は、平成11年度以降16年連続で減少



(注) 地方消費税額を含まない。

～実調率の推移～

- 申告件数の増加による業務量の大幅な増加、経済取引の国際化・高度情報化の進展による業務の質的困難化に伴い、いわゆる「実調率」(注)は、平成元年と比較して、法人・個人ともに低下



(注1) 「法人実調率」は、実地調査の件数を対象法人数で除したものの。

(注2) 「個人実調率」は、実地調査(20年分以降は実地着眼調査を含む。)の件数を税額のある申告を行った納税者数で除したものの。

～国税組織の中長期的課題への対応～

税務行政の現状

- 国税組織においては、厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、これまでも効果的・効率的な事務運営に取り組んできた。
- しかしながら、国税組織の職員数は減少するとともに、連結法人の増加、経済取引の国際化やICT化の進展により、外部事務（調査・徴収事務）は複雑・困難化している状況。
- また、個人や法人の納税者の分布は都市部に集中化の傾向にあるが、これらが減少している地域の税務署にも一定の人員を配置する必要がある。

中長期的な課題

税務行政を取り巻く経済・社会が変化する中、引き続き、国税庁の任務を適切に遂行するため、内部事務の効率化による調査・徴収事務量を確保するとともに、調査・徴収事務の効率化・高度化を図る必要がある。

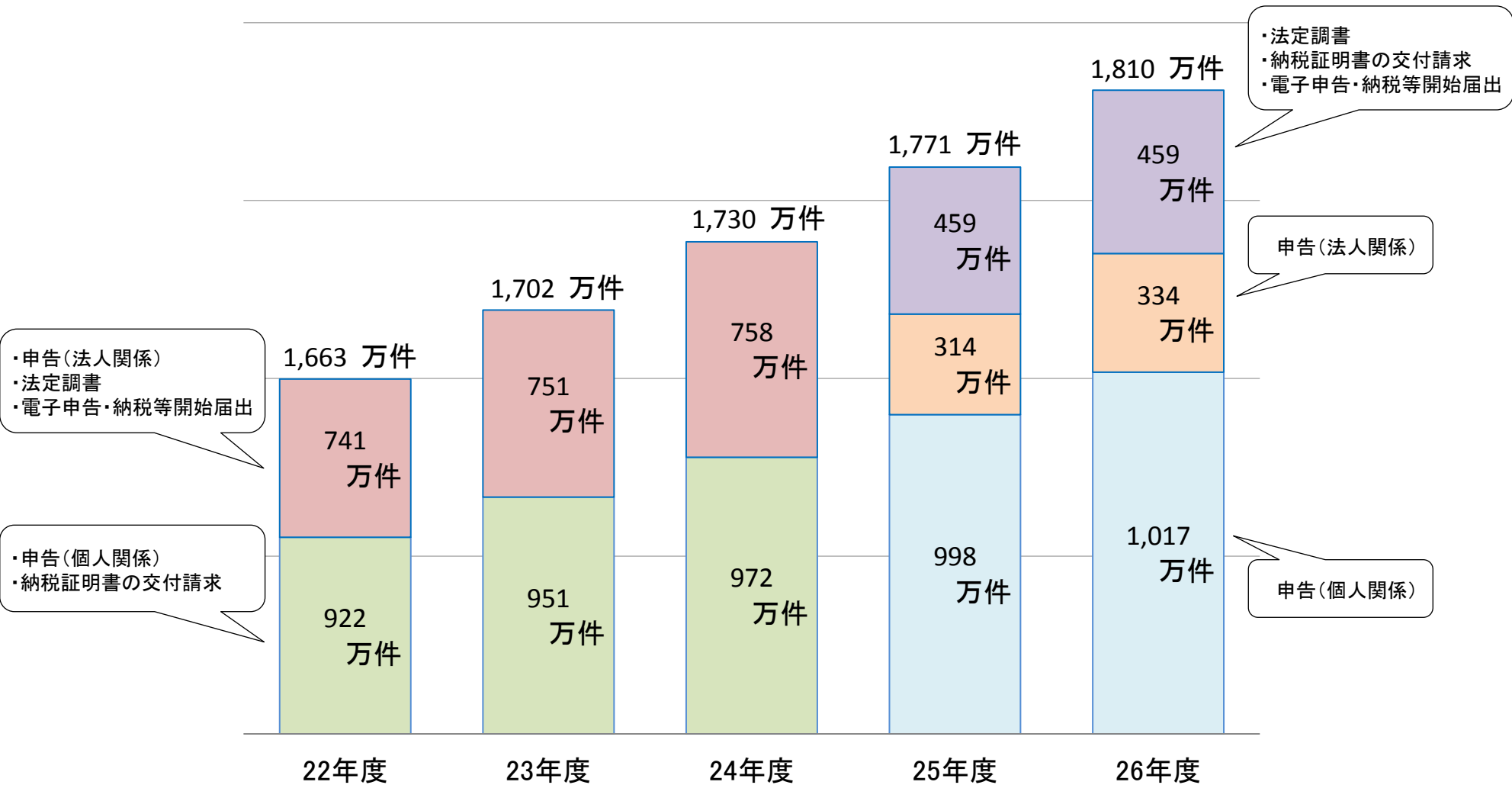
具体的な取組

次のような施策により、内部事務の効率化による調査・徴収事務量の確保等の取組を推進

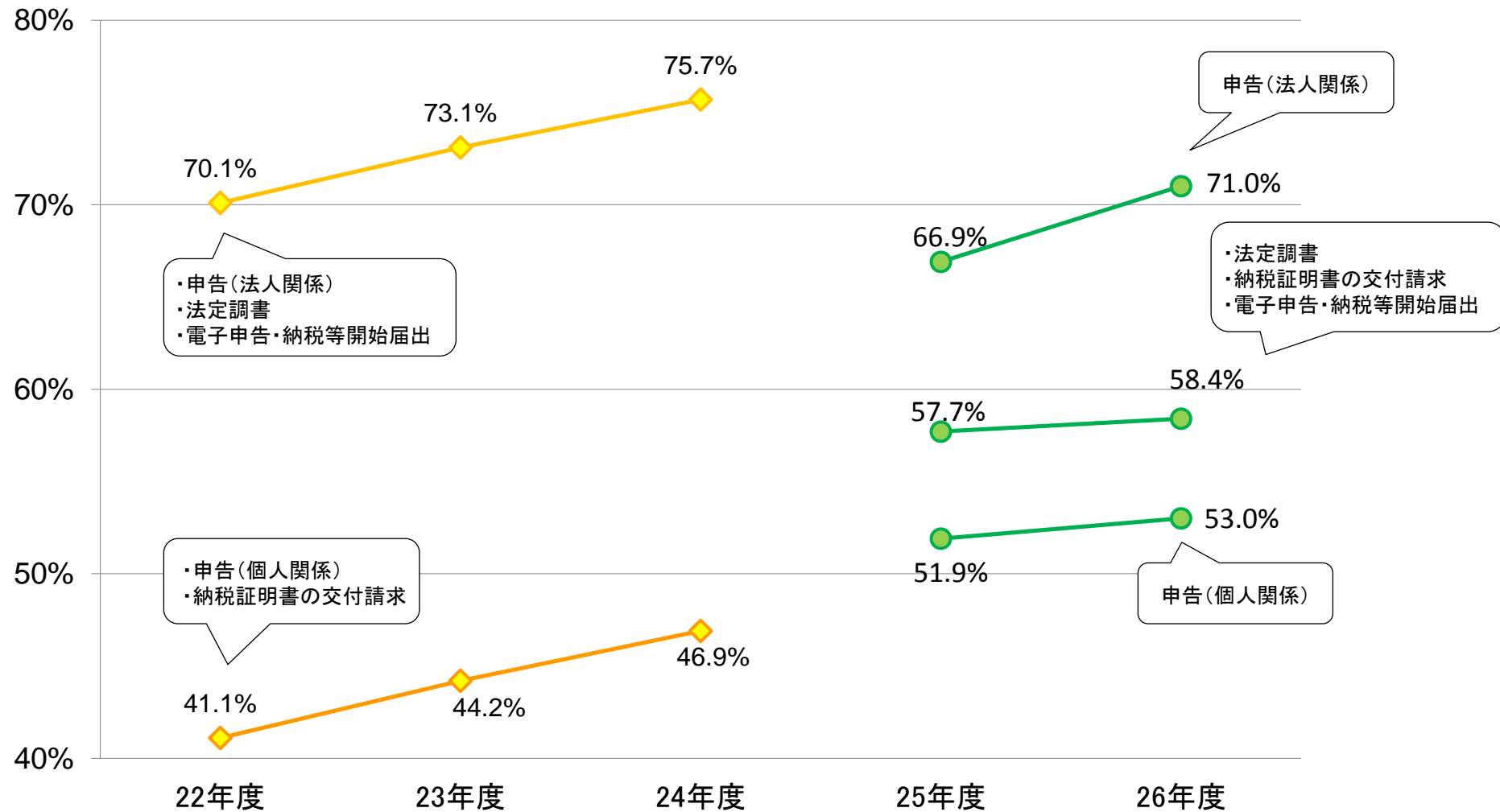
- ① システムの改修や業務の見直しによる事務の効率化・高度化
e-Taxの更なる普及と質的向上や地方税当局とのデータ連携などを推進。
- ② 内部事務の集中化
小規模な税務署の内部事務（窓口事務を除く。）について、近隣の税務署に集中化することにより、事務の効率化や人員配置の最適化を図る。
- ③ 滞納整理事務の集中化
小規模な税務署の滞納整理事務について、近隣の税務署に集中化することにより、効果化かつ効率的な事務を実施する。

※ ②及び③については、本事務年度より一部の国税局において試行を実施

～ e-Taxの現状①(利用件数)～



～ e-Taxの現状②(利用率)～



(注1) 「◆◆」は、「業務プロセス改革計画」における重点手続の利用率を、「●●」は、「財務省改善取組計画」における改善促進手続の利用率を示す。

(注2) 「申告(個人関係)」とは、所得税申告及び消費税申告(個人)をいう。

(注3) 「申告(法人関係)」とは、法人税申告、消費税申告(法人)、酒税申告及び印紙税申告をいう。

～税務に関するコーポレートガバナンスの充実を通じたコンプライアンスの向上～

我が国全体の税務コンプライアンスの維持・向上の観点から、
大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの充実は重要

税務調査の機会に大企業のトップマネジメントと意見交換を実施するなど、
税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を推進

具体的な取組

- 大企業のトップマネジメントが集まる会合において、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働きかけ（平成23年5月～）
- 全国国税局調査部の特別国税調査官所掌法人に対する税務調査の機会に、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認・判定（平成23年7月～）
- 調査終了時に、大企業のトップマネジメントと国税局幹部が意見交換（効果的な取組事例の紹介など）
- 税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好で調査必要度が低いと認められる法人については、税務リスクの高い取引の自主開示を条件に、次回調査までの調査間隔を延長（平成24年7月～）
 - ⇒ 企業の税務調査対応の負担軽減
 - 調査必要度の高い法人へ調査事務量を重点的に配分

～租税教育（国税庁の取組）～

国税庁における主な取組（学校関係者や関係団体と連携して実施）

1 租税教室への講師派遣

○ 学校への講師派遣状況

派遣人数	平成25年度	平成26年度
職員	8,159人	8,402人
職員以外	21,207人	23,870人
合計	29,366人	32,272人

○ 租税教室の開催状況

開催校割合(※1)	平成25年度	平成26年度
小学校	58.7%	63.2%
中学校	24.9%	27.7%
高等学校	22.1%	24.0%

(※1)講師派遣による租税教室を開催した学校数/全学校数

2 税の作文募集（中学生、高校生）

- 中学生：全国納税貯蓄組合連合会と共催
- 高校生：国税庁主催

応募編数	平成25年度	平成26年度
中学生	583,142編	615,230編
高校生	181,500編	193,393編

応募校割合(※2)	平成25年度	平成26年度
中学校	68.2%	70.3%
高等学校	29.2%	30.5%

(※2)作文を応募した学校数/全学校数

3 教員等への意識啓発研修

- セミナー・シンポジウムの開催
- 租税教室の講師養成研修の開催

4 税の補助教材作成・提供

- 税の授業で使用する副教材の作成
- 国税庁HP（税の学習コーナー）提供

支 援

小学校、中学校、高等学校、大学

平成28年1月から、

社会保障、税、災害対策の行政手続で

マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金

労働

医療

福祉

税

災害 対策

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務 など

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務 など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバー制度をかたった詐欺にご注意ください！！

<このような電話や訪問などに注意してください>

- 「あなたの口座番号、暗証番号、所得や資産の情報、家族構成、年金・保険の情報を教えてほしい」
- 「あなたのマイナンバーを貸してほしい」
- 「マイナンバーカードにお金がかかる。登録手数料を支払ってほしい」
- 「個人情報を漏洩すると高額な罰金が科されるので、情報セキュリティの商品を購入するように」

- マイナンバーの通知や利用手続き等で、国や自治体職員が家族構成、資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。
- マイナンバーを他人に貸すことはありません。人を欺くなどして他人のマイナンバーを不正に取得することは法律により罰せられます。
- 通知カード及び個人番号カードの取得に手数料はかかりません。
- 過度に不安を煽り、商品の契約を強引に取り付けようとする電話等にもご注意ください。



【重要！！】

不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出は断りましょう。また、不審なメールは無視しましょう。万が一、金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。

◆不審な電話等を受けたら…

消費者ホットライン
警察 相談専用電話

188 (いやや)
#9110

◆マイナンバー制度全般のご相談は…

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

◆マイナンバーホームページでは、実際の事例を確認できます。

検索

税務関係の申告書等に、マイナンバーを記載して提出します。



国税通則法 (書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)
 第二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名(法人については、名称。以下この項において同じ。)、住所又は居所及び番号(番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所)を記載しなければならない。(略)
 ※地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載

- 税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号の記載欄を追加
- 法定調書等については、主に支払者及び支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載
- これ以外にも、例えば、
 - ・ 給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載
 - ・ 生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号又は法人番号を記載

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ



民間事業者は、個人番号関係事務実施者として金銭等の支払を受ける者の番号の提示を受ける

源泉徴収票(支払報告書)・支払調書等に支払を受ける者等の番号及び民間事業者の番号を記載して提出



II 社会保障・税番号(マイナンバー)制度

税務関係書類へのマイナンバーの記載及びマイナンバー が記載された申告書等の提出の時期は、以下のとおりです。

番号制度導入後（平成28年1月1日以降）は、申告書・法定調書等の提出に当たり、当該提出者等に係る番号を記載します。

税務関係書類への一般的な場合の番号の記載及び提出時期は以下のとおりです。

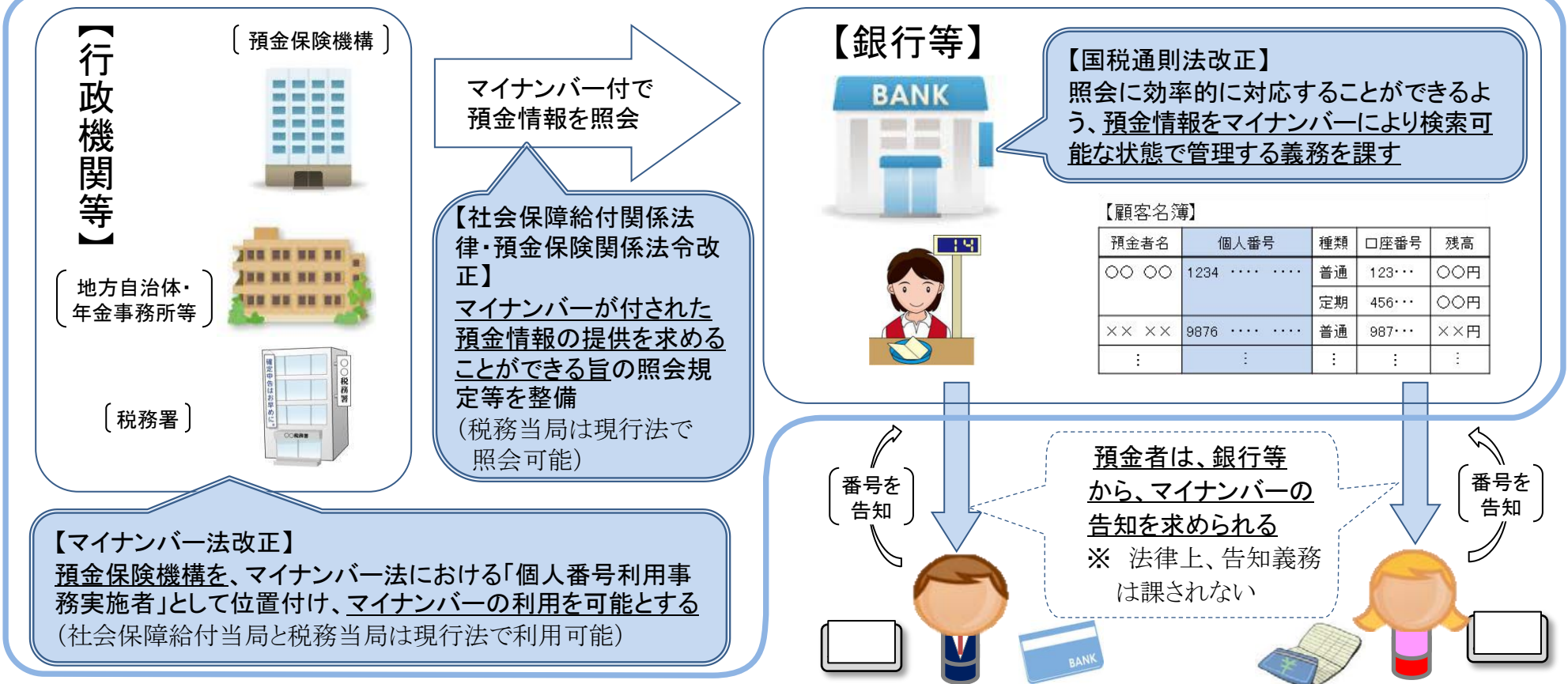
		記載対象	番号の記載及び提出時期（一般的な場合）
所得税	(国税)	平成28年1月1日の属する年分 以降の申告書から	平成28年分の場合 ⇒平成28年分の確定申告期（平成29年2月16日から3月15日まで） （個人住民税及び個人事業税は平成29年3月15日まで）
個人住民税	(地方税)		
個人事業税	(地方税)		
法人税	(国税)	平成28年1月1日以降に開始する 事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで（延長法人は平成29年3月31日まで）
法人住民税	(地方税)		
法人事業税	(地方税)		
法定調書	(国税)	平成28年1月1日以降の金銭等の 支払等に係る法定調書から（注）	（例）平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
支払報告書	(地方税)	平成28年分の支払報告書から	（例）平成28年分給与支払報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	(国税・ 地方税)	平成28年1月1日以降に提出すべき 申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

（注）平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができます。

～マイナンバーが付された預金情報の効率的な利用について～

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法の中で、国民年金法、国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講じた(当該措置は、平成30年から施行予定。なお、マイナンバーは平成28年1月から利用開始)。

(注) 内閣官房において、マイナンバー法などの関係法律の改正を一括法案として提出し、平成27年9月に成立。



【付番促進のための見直し措置の検討】
 付番開始後3年を目途に、預金口座に対する付番状況等を踏まえて、必要と認められるときは、預金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定。

～国税庁法人番号公表サイト【イメージ】～

- ①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号の3情報をインターネットを利用して公表
 - 公表サイトにおいては、下図に示す3情報による情報検索機能のほか、3情報のデータダウンロード機能を提供
- 【公表している法人番号の件数(平成28年2月末現在)】
 設立登記法人(国・地方公共団体を含む)：約4,304千件、設立登記のない法人及び人格のない社団等：約13千件

法人番号で法人の商号及び所在地などを調べる

法人番号
13桁 半角数字

1234567890123 検索

入力例:1234567890123 0桁

複数の法人番号でまとめて検索したい場合は、「法人番号をまとめて検索する」をクリックしてください。

[法人番号でまとめて検索する](#)

【右画面】
(例)
13桁の法人番号で検索した場合の検索結果

高橋建設株式会社の情報

検索結果画面

最新情報

法人番号
1123456789012

商号又は名称
高橋建設株式会社 外字

本店又は主たる事務所の所在地
神奈川県川崎市中原区▲▲▲町●-●-●高橋ビル 外字

最終更新年月日
平成28年3月1日

変更履歴情報 公表以後の変更履歴について表示しています。

No.1

- 事由発生日 平成28年2月28日
- 変更の事由 本店又は主たる事務所の所在地の変更
- 旧情報 神奈川県川崎市旭区▲▲▲町●-●-●

外字ボタンを押下すると登記上の正確な文字を表示することが可能

↑ 検索結果一覧画面内の履歴等から上記画面に遷移

法人の商号及び所在地などから法人番号を調べる

商号又は名称

商号又は名称については、通称や略称ではなく、正式名称で入力してください。

前方一致 部分一致

読み仮名で検索(カタカナ) 読み仮名で検索(カタカナ)

入力した文字そのまま検索 入力した文字そのまま検索

(注) 「前方一致」又は「読み仮名で検索(カタカナ)」を選択した場合は、「株式会社(カブシキガイシャ)」などの文字を除去して入力してください。

(注) 「読み仮名で検索(カタカナ)」と「入力した文字そのまま検索」は、いずれかを選択することができます。

所在地

郵便番号又は都道府県以下のいずれかを検索条件として指定することができます。

(注) 郵便番号又は都道府県以下のいずれかを入力すると、「検索」ボタンが表示されます。「検索」ボタンをクリックすることで、郵便番号又は都道府県以下に入力した内容がクリアされます。

郵便番号
7桁 半角数字
ハイフン無し

入力例:1234567

都道府県 選択してください 市区町村 選択してください

丁目番地等

入力例:番が103丁目1-1

(注) 丁目番地等の検索に当たって、例えば「三丁目」を検索する場合は「三」を算用数字の「3」に、「1番1号」を検索する場合は「1」番1号を「1-1」に置き換えて入力してください。

(注) 国外所在地で検索を行う場合は、「都道府県」の選択時から「国外」を選択し、表示された「国外所在地」に入力してください。

検索条件の設定 法人種別などの他の条件を開く

検索 クリア

【右画面】
(例)
「タカハシ」を商号又は名称の読み仮名で検索した場合の検索結果

検索結果一覧画面

検索条件: タカハシ/商号等五十音順(昇順)

86件 見つかりました。 表示件数 10件 50件 100件

法人番号	商号又は名称	所在地	変更履歴情報
11234567890	高橋建設株式会社 外字	神奈川県川崎市中原区▲▲▲町●-●-● 外字	履歴等
13333444455	高橋興業有限公司	東京都港区▲▲▲町●-●-●888ビル	履歴等
12345678901	高橋サイクル産業	青森県黒岩市▲▲▲町●●●番地	履歴等
199991111222	高橋商事合同会社	石川県かほく市▲▲▲町●-●-●	履歴等
567890123456	高橋電器協同組合	神奈川県横浜市西区▲▲▲町●-●-●	履歴等 閉鎖等
234567890123	高橋電子株式会社	東京都調布市▲▲▲町●-●-●	履歴等 閉鎖等

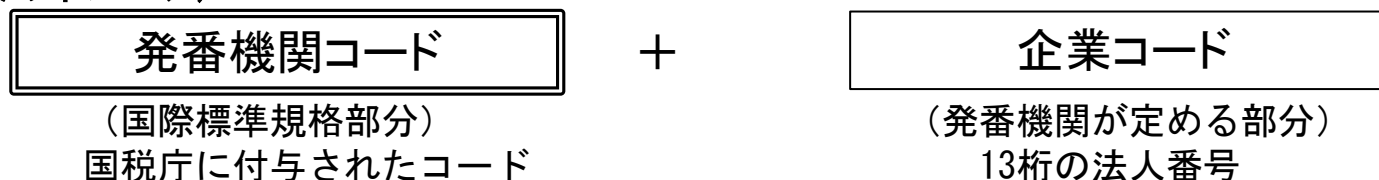
履歴等を押下することにより検索結果画面を表示し、最新情報並びに商号及び所在地の変更履歴を確認可能

1. 国税庁が発番機関として登録されることにより利用可能となるコード

(ポイント)

国際的な流通(電子商取引等)において、唯一かつ無償の企業コードとして利用可能。

(コード体系のイメージ)



2. 法人番号が共通の企業コードとして活用された場合に期待される効果・活用例

(効果)

- ・ 企業情報のメンテナンス(商号・所在地等の変更) 負荷の低減
- ・ 企業間の受発注に関する電子情報交換において各会社独自の企業コードを自社コードへ変換する負荷の低減
- ・ 入手しやすい無償の共通の企業コードの提供により、中小企業も電子商取引に参入しやすくなり、業界全体の電子商取引の普及促進及び効率化

(活用例)

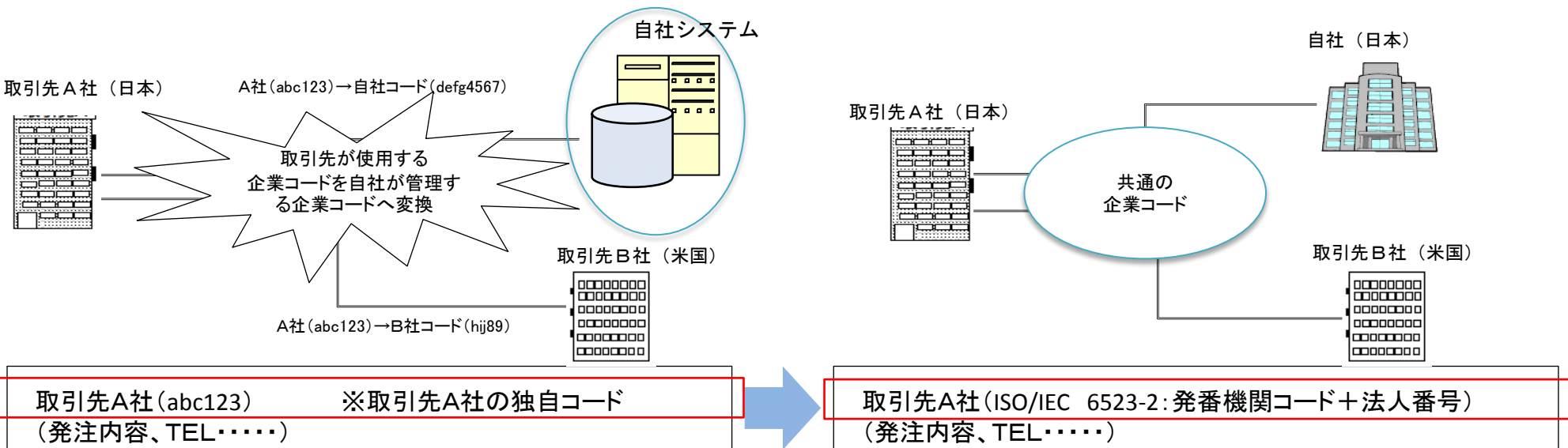
- ・ 企業間取引(電子商取引)における企業コードとしての利用
- ・ 電子タグなどの自動認識メディア(非接触技術を用いたICチップ)の識別子の中で活用される企業コードとしての利用

3. 国税庁が発番機関登録した国際標準規格

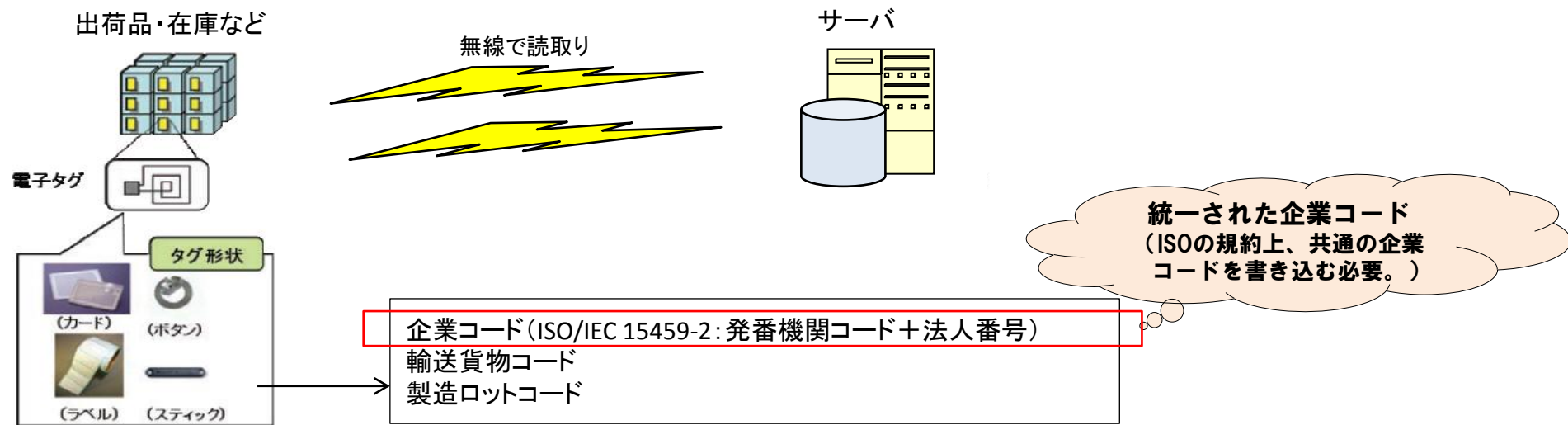
- ・ UN/EDIFACTデータエレメント3055【国連が運営】、ISO/IEC 6523-2【ISOが運営】
電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格
- ・ ISO/IEC 15459-2【ISOが運営】
商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格

～発番機関コード付法人番号の利用イメージ～

1 電子商取引(EDI:Electronic Data Interchange)での活用例(データ通信における発信者・受信者の識別)



2 電子タグ(RFID:Radio Frequency Identification)の活用例(モノの識別)

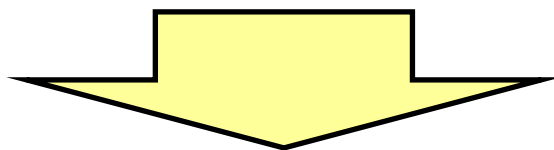


～富裕層への対応①～

- 所得金額が5億円超の者
平成21年 606人 → 平成25年 1,508人
 - 相続税課税価格が30億円超の者
平成21年 52人 → 平成25年 97人
- | | | | |
|-------------|---------|-----|---------|
| ※ 課税価格合計 | 3,087億円 | ※ 同 | 9,485億円 |
| ※ 被相続人1人あたり | 59億円 | ※ 同 | 98億円 |

【出典】国税庁「統計年報」

(注)申告をした全ての者が対象。



富裕層に対する適正課税の確保が重要

～富裕層への対応②～

➤ 富裕層PTの設置

- 富裕層に係る情報収集機能を一段と強化する観点から、全国運用に先立って、富裕層が集中している東京国税局、大阪国税局、名古屋国税局にプロジェクトチームを設置。
- 以下の制度も活用して、富裕層に対する情報収集、調査の一層の充実を図る。

➤ 制度上の対応

◆ 「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」の創設

- ✓ 国外転出をする一定の居住者が1億円以上の有価証券等を有する場合には、国外転出時に、有価証券等の譲渡等をしたものとみなして、未実現の含み益に課税。

◆ 「国外財産調書」の創設

- ✓ 国外財産に係る課税の適正化の観点から、年末時点において5,000万円を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める。

◆ 「財産債務調書」の創設

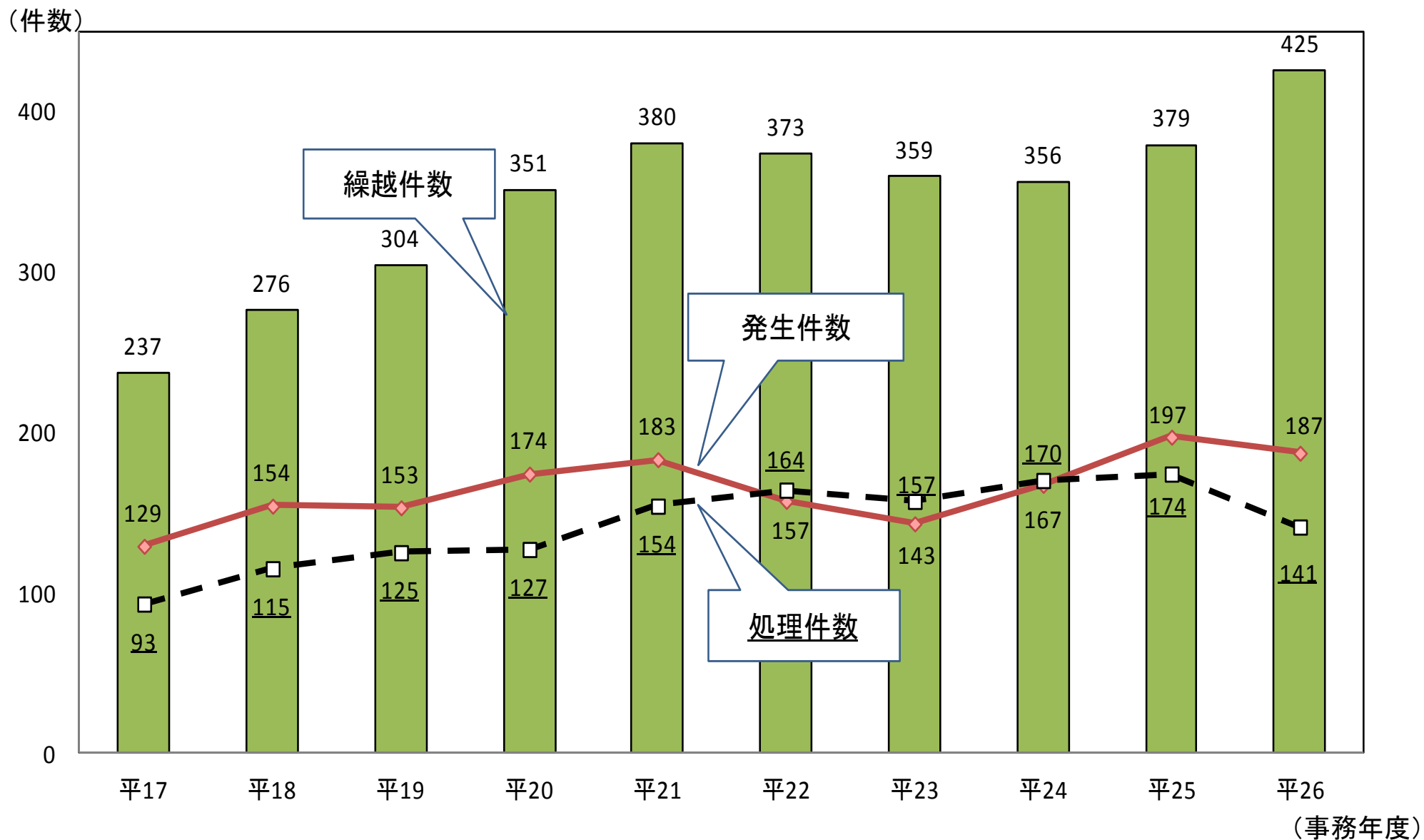
- ✓ 所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、現行の財産及び債務の明細書を新たに財産債務調書として整備。

所得税等の総所得金額等が2,000万円を超え、年末時点において3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等を保有する個人に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める。

～税務行政の国際的課題～

相互協議	BEPSプロジェクト	情報交換
<p>移転価格課税などにより生じる国際的な二重課税の問題について、租税条約に基づき、外国税務当局と協議を行い、問題の解決に努めている。</p> <p>(例) 日本企業と海外の関連企業の間取引における通常取引価格(独立企業間価格)について、両当局間で見解が異なる場合、当該取引価格について協議し合意する。</p>	<p>OECD/G20によるプロジェクト。</p> <p>グローバル企業による国際的租税回避に包括的に対応するための様々な措置が勧告されている。</p> <p>勧告の実施に向け、執行当局として必要な対応を検討するとともに、引き続き国際的な議論に積極的に参画している。</p>	<p>国際的な取引については、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合があることから、租税条約などに基づいて情報交換を実施することにより必要な情報の入手に努めている。</p>

～相互協議事案の件数の推移～



～相互協議の最近の動向～

➤ 相互協議事案の平均処理期間

事務年度	平成24	平成25	平成26
処理期間	29.3か月	22.6か月	22.4か月

➤ 最近の動向

○ OECD非加盟国との協議事案割合の増加

(平成26事務年度におけるOECD非加盟国との協議事案は、発生件数のうち約21%、
繰越件数のうち約31%)

○ 協議に長期間を要する困難事案の増加

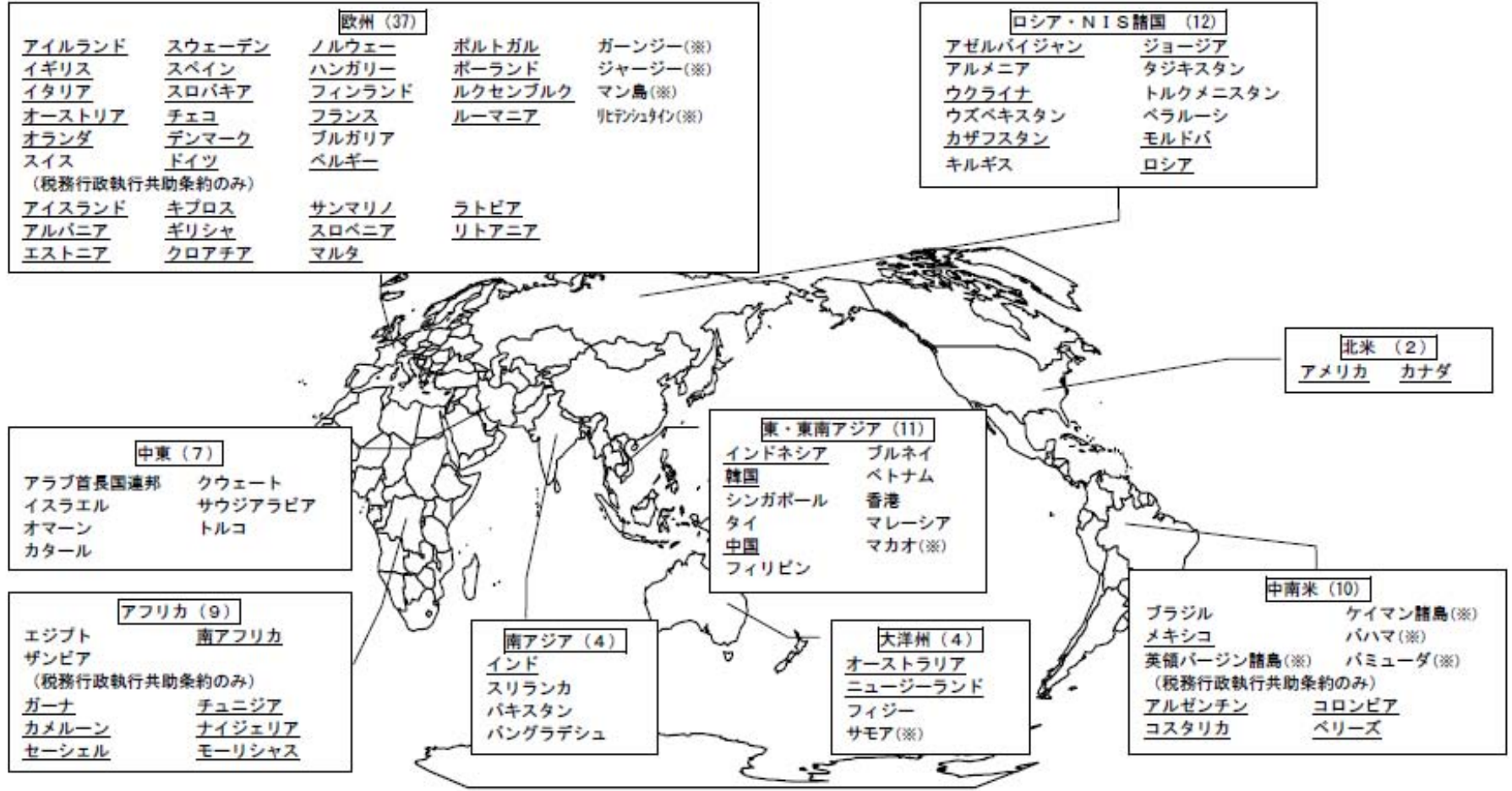
(多国間にまたがる取引や国際的な事業再編など)

～ BEPSプロジェクトについて～

- 近年、各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求めている中で、グローバル企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により税負担を軽減している問題が顕在化している。
- この問題に対応するため、OECD租税委員会（議長：浅川・財務省財務官）は、2012年6月より「税源浸食と利益移転」（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）に有効に対処するためのプロジェクトを立ち上げ。OECD非加盟のG20メンバー8か国（中国・インド・南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア）も議論に参加。
- 2014年9月に「第一弾報告書」、2015年10月に「最終報告書」を公表し、G20財務大臣に報告。11月のG20サミットにも報告。
- BEPSプロジェクト最終報告書では、グローバル企業による国際的租税回避に包括的に対応するための措置が勧告されている。主な概要は以下の通り。
 - ①経済活動の実態に即した課税を重視する国際課税原則の再構築
電子経済への対応や各国制度の国際的調和を図るための国内税制に係る勧告、国際基準（モデル租税条約・移転価格ガイドライン）の見直し
 - ②各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性の向上
多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握するための情報報告制度に係る勧告
 - ③企業の不確実性の排除
二重課税の排除を目的とする相互協議をより実効的なものとするための勧告
- 今後は、各国で必要な法整備及び租税条約の改正作業を行い、その実施状況のモニタリング等が行われる。

～租税条約等に基づく情報交換～

➤ 平成28年3月1日現在、我が国が締結している租税条約等は65条約(96か国・地域)。



(注1) 多国間条約である税務行政執行共助条約、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約の複数国への承継のため、条約数と国・地域数が一致しない。
 (注2) 条約数、国・地域数の内訳は以下のとおり
 ・二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約(いわゆる租税条約) : 54条約、65か国・地域
 ・租税に関する情報交換を主たる内容とする条約(いわゆる情報交換協定) : 10条約、10か国・地域(図中、(※)で表示)
 ・税務行政執行共助条約(締約国は我が国を除いて全57か国(図中、国名に下線)、うち我が国と二国間条約を締結していない国は21か国)

酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、様々な取組を実施

- 酒税の保全を図る観点から、酒類の製造及び販売業については、免許制度が採用されており、これを適正に運用
- 酒類業の所管省庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、様々な取組を実施

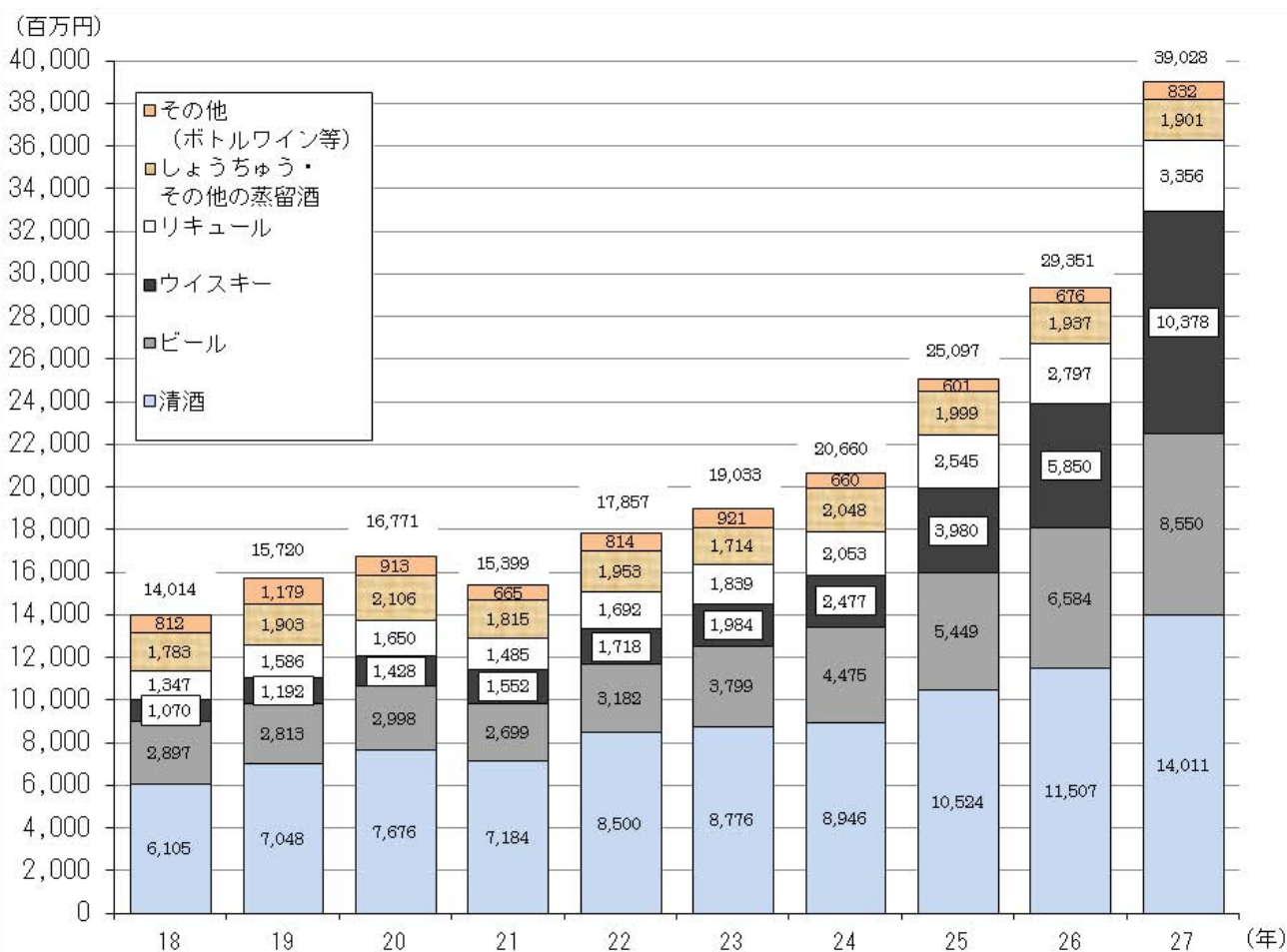
主な取組

- 酒類の安全性の確保と品質水準の向上
(酒造メーカーに対する技術指導、放射性物質などの安全性に関する調査 等)
- 酒類の表示の適正化
(酒類業者に対する適切な表示に関する指導、調査 等)
- 適正飲酒や環境への配慮などの社会的要請への対応
(未成年者飲酒防止への取組、酒類容器のリサイクル制度の周知 等)
- 酒類の公正な取引環境の整備
(利益を度外視した廉売など不公正取引の防止等を目的とした取引実態調査や改善指導 等)
- 日本産酒類の振興
(輸出環境整備、ワインの表示ルールの策定、日本産酒類のブランド力向上のための取組 等)

～日本産酒類の輸出動向～

○ 最近の日本産酒類の輸出動向

○ 平成27年における日本産酒類の輸出額は、約390億円(対前年比133.0%)となり、4年連続で過去最高金額を記録。
 ○ 清酒の輸出については、輸出金額が約140億円(対前年比121.8%)、輸出数量が約18,180kℓ(対前年比111.4%)となり、共に過去最高を記録。



○品目別 (単位:百万円)

品目	平成27年	対前年比
清酒	14,011	121.8%
ビール	8,550	129.9%
ウイスキー	10,378	177.4%
リキュール	3,356	120.0%
しょうちゅう等	1,901	98.1%
その他(ポトルワイン等)	832	123.1%
輸出金額合計	39,028	133.0%

【参考】

輸出数量合計 (kℓ)	109,906	125.2%
内、清酒数量(kℓ)	18,180	111.4%

○輸出先別(上位10か国(地域))

国名	平成27年	対前年比
アメリカ合衆国	9,402	148.2%
大韓民国	6,498	131.2%
台湾	4,458	125.5%
香港	3,925	126.5%
フランス	2,542	154.3%
中華人民共和国	2,370	146.0%
シンガポール	2,042	115.2%
オランダ	1,715	466.4%
オーストラリア	1,388	158.7%
ベトナム	610	190.4%

1. 酒類の専門的知識の普及・啓発

- 各国在日大使・外交官に対して日本酒セミナー・酒蔵ツアーを実施
- 在外公館が実施する日本酒セミナー（醸造技術者、政府関係者、飲食業界関係者を対象）への協力
- 在外公館へ赴任する大使を対象とした日本酒に関する研修への協力
- 国税庁HP上に酒類鑑評会の結果や放射性物質の分析結果を英文により公表
- 各種イベント等における日本産酒類のPR
 - ・ 国際会議・イベント等
 - ミラノ万博（イタリア；平成27年9月）
 - 国際連合日本政府代表部日本食PRイベント（米国；平成27年9月）
 - 日本食PRイベント「Yokoso Nippon!」（インドネシア；平成27年11月）
 - ・ 日本産酒類キャンペーンへの後援
 - 主要国際空港における日本産酒類キャンペーンの後援（平成25年10月～）
 - ミス日本酒の後援（平成25年～）



【参考】（独）酒類総合研究所における取組

- パンフレット等の作成
 - ・ 「日本酒ラベルの用語事典」（日本語版、外国語版（英語、中国語、韓国語ほか 計12カ国語））
 - ・ 「お酒のはなし」（日本語版、英語版）
 - ・ 「清酒を紹介するリーフレット」（英語版、中国語版、韓国語版）
- 海外の酒類教育機関の日本酒講座に対する協力
- 清酒の専門用語の標準的英語表現の作成

2. 酒類業界への支援

- 酒類業関係者に対する輸出セミナーの開催や支援情報の提供
- JETROと共同で酒類業関係者向けの輸出ハンドブック（韓国編、中国編、香港編、台湾編、米国編）を作成
- 酒類製造者の技術力の維持強化への支援（研究成果や先端技術の醸造現場への普及等）

3. 貿易障壁の撤廃・緩和に向けた働きかけ

- TPP（環太平洋パートナーシップ協定）による輸出促進
 - ・ 貿易相手国における酒類の関税撤廃（例：清酒 米国 3セント/リットル → 0（即時撤廃））
 - ・ 米国での蒸留酒の容器容量規制の緩和（米国の法令改正を経て、4合瓶(720mL)での流通が可能）
 - ・ 米国における酒類地理的表示の保護
- 東日本大震災後に導入された輸入規制の解除に向けた働きかけ
国税庁及び（独）酒類総合研究所が実施した放射性物質に係る分析結果並びに同研究所の研究結果を科学的な論拠として活用し、関係府省と連携して規制の解除・緩和に向けた働きかけを実施
 - ・ 緩和・解除された国・地域
 - EU（平成24年10月）、ブラジル（福島県産を除く規制解除（平成24年12月））、マレーシア（平成25年3月）、ロシア（6都県産酒類に対する輸入停止措置の解除（平成25年4月））、タイ（平成26年11月）
 - ・ 規制されている国・地域
 - 韓国、中国、ブラジル、仏領ポリネシア、モロッコ、エジプト、ブルネイ、ドバイ、アブダビ、ロシア
 - ⇒ 今後も各国に対し、引き続き規制緩和・解除に向けた働きかけを行う予定
- EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）の推進

～日本産酒類の振興等の取組①～

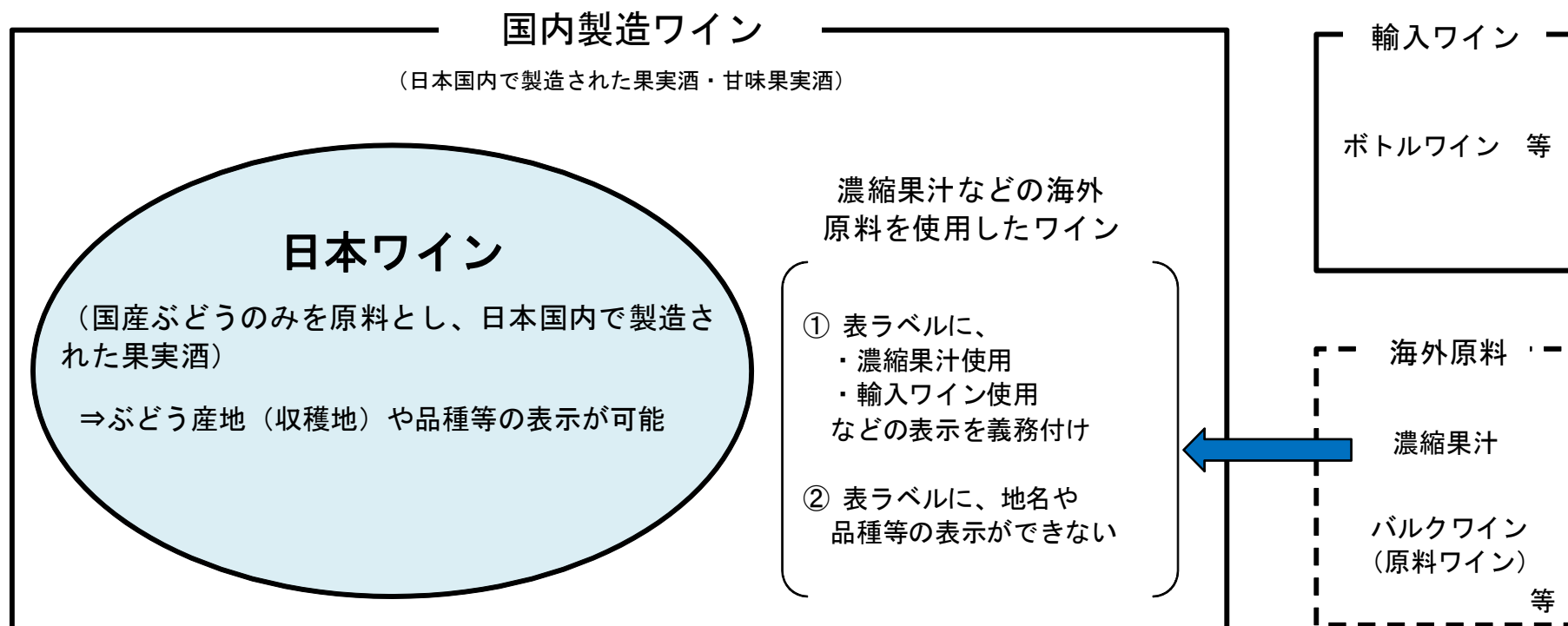
1. ワインの表示ルールの方策

- 国内における酒類消費が伸び悩んでいる中、ワインについては国内製造分も含め消費が拡大している成長産業
特に、国産ぶどうのみから醸造されたいわゆる「日本ワイン」の中には、近年、国際的なコンクールで受賞するほど高品質なものも登場

日本ワインの国際的な認知の向上や消費者の商品選択が容易になるよう、国際的なルールを踏まえたワインの表示ルールとして「果実酒等の製法品質表示基準」を平成27年10月30日付で制定

【表示ルールの概要】

- ・「日本ワイン」を定義し、他のワインと明確に区別できるようにする
 - ・「日本ワイン」には、産地（ぶどう収穫地）、ぶどう品種、年号等の表示を可能とする
- （注）産地を表示する場合は、その産地で収穫されたぶどうを85%以上使用し、その産地で醸造する必要がある



2. 地理的表示制度の見直し

- 地理的表示 (Geographical Indication: GI) 制度とは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第86条の6を根拠とする「酒類の地理的表示に関する表示基準」(平成27年10月国税庁告示第19号)に基づき、ある特定の産地に特徴的な原料や製法などによって作られた商品だけが、その産地名(地域ブランド)を独占的に名乗ることができる制度である
- 日本産酒類のブランド価値の向上等を図っていくためには「地理的表示」の活用が有効と考えているが、これまで十分な活用が進んでいなかったため、地理的表示の指定を受けるための要件の整備、消費者にわかりやすい統一的な表示のルール化等の現行制度の体系化を行い、平成27年10月30日付で制度を改正した
 - ※ これまで、「壱岐」、「球磨」、「琉球」、「薩摩」(以上焼酎)、「白山」(清酒)、「山梨」(ワイン)の6つを指定

【酒類の地理的表示に関する表示基準〔告示〕の改正の概要】

- 指定要件の整備
 - [指定を受けるための要件]
 - ①酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性が明確であること
 - ・ 酒類の特性があり、それが確立していること
 - ・ 酒類の特性が酒類の産地に主として帰せられること
 - ・ 酒類の原料・製法等が明確であること
 - ②酒類の特性を維持するための管理が行われていること
- 統一的な地理的表示の表示方法
 - ・ 地理的表示である酒類には、「地理的表示〇〇」、「GI〇〇」等と表示

3. 地理的表示「日本酒」の指定

- 日本酒全体のブランド価値向上やクールジャパンの一環として取り組んでいる輸出促進のため、改正を行った「酒類の地理的表示に関する表示基準」に基づき、平成27年12月25日付で、国レベルの地理的表示として「日本酒」を指定した

指定による効果

原料の米に国内産米のみを使い、かつ、日本国内で製造された清酒のみが、「日本酒」を独占的に名乗ることができる

- 1 外国産の米を使用した清酒や日本以外で製造された清酒が国内市場に流通したとしても、「日本酒」とは表示できないため、消費者にとって区別が容易になる。
- 2 海外に対して、「日本酒」が高品質で信頼できる日本の酒類であることをアピールできる。
- 3 海外においても、地理的表示「日本酒」が保護されるよう国際交渉を通じて各国に働きかけることにより、「日本酒」と日本以外で製造された清酒との差別化が図られ、「日本酒」のブランド価値向上を図ることができる。

「日本酒」の国内での需要振興や海外への輸出促進に大きく貢献

～軽減税率制度（案）の概要～

税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月に、軽減税率制度を導入する。

- ・ 軽減税率の対象品目：① 酒類及び外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞の定期購読料
- ・ 軽減税率：8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） 標準税率：10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）
- ・ 平成33年4月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入する。
 - － 登録を受けた課税事業者が交付する適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件。税額計算方法は、原則として適格請求書の税額の積上げ計算。なお、取引総額からの割戻し計算も選択可。

（適格請求書等保存方式導入までの間の経過措置）

- － 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。具体的には、請求書等の記載事項に①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額を加える（区分記載請求書等保存方式）
- － 売上又は仕入を税率ごとに区分することが困難な事業者に対し、売上・仕入税額の計算の特例を設ける。

（適格請求書等保存方式導入後の経過措置）

- － 適格請求書等保存方式の導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。

・ 軽減税率制度の円滑な導入・運用のため、万全の準備を進める。（28改正法案に以下を規定）

- ① 政府に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証しつつ、円滑な導入・運用に資するための必要な措置を講ずる。
- ② 適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況、軽減税率制度導入の簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずる。

～軽減税率制度の導入に向けた対応～

軽減税率制度が導入された場合には、商品管理や納税事務（区分経理に基づく税額計算）の面で多数の事業者が影響を受けることになることから、執行当局としては、事業者に対する制度周知、記帳・申告指導及び納税者からの相談への対応等、本制度の円滑な導入に向け、丁寧かつ適切に対応する必要がある。

1 軽減税率制度への対応に係る体制整備（平成28年度予算）

〔定員関係〕

国税庁（本庁）	・ ・ ・ ・	15人	（制度運用の総括、法令解釈通達等の策定・公表等）
国税局	・ ・ ・ ・	36人	（事務運営の管理、県単位の事業者団体等への制度周知・広報等）
税務署	・ ・ ・ ・	81人	（窓口相談対応、市町村単位の事業者団体等への制度周知・広報）
		合計	132人

〔機構関係〕

国税庁本庁に「消費税軽減税率制度対応室（仮）」を新設するほか、担当課室長級機構として、参事官及び課税企画官を設置。

2 軽減税率制度への対応に係る経費（平成28年度予算）

〔制度周知・相談対応関係〕

○ リーフレット等による制度周知	・ ・ ・ ・	4	4億円
○ 説明会の開催	・ ・ ・ ・	0	8億円
○ 電話照会への相談体制の整備	・ ・ ・ ・	4	6億円
		合計	9.8億円

〔システム関係〕

○ 国税関係システムの改修	・ ・ ・ ・	10	9億円
---------------	---------	----	-----